

令和8年度 第1回 吹田市空家等対策協議会
議事要旨

日時：令和8年7月16日（木）

10時00分から12時00分まで

場所：高層棟4階 特別会議室

【委員】

	氏名	所属
会長	後藤 圭二	吹田市（市長）
副会長	辰谷 義明	吹田市（副市長）
委員	飯嶋 信悟	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会
委員	入江 寛	大阪弁護士会
委員	土井 留美	吹田市民生・児童委員協議会
委員	植木 清裕	大阪府宅地建物取引業協会 北大阪支部
委員	加藤 綾治	公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部 北大阪支部
委員	佐本 一真	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会
委員	橋本 徹也	大阪土地家屋調査士会
委員	久 隆浩	近畿大学
委員	山地 康夫	公益社団法人 大阪府建築士会

欠席者…橋本委員、久委員 計2名

【事務局】

都市計画部 住宅政策室

清水部長、大椋次長、藤原室長、笹川参事、前主幹、北村主幹、長谷川主任、岩瀬係員

【議題】

1 開会

2 協議

(1) 空家等対策計画の進捗状況（令和7年度報告）（案）【資料1】

(2) 特定空家等の状況【資料2】

(3) 特定空家等の認定【資料3】

3 その他

4 閉会

【議事次第】

1 開会

- ・後藤市長から開会の辞
- ・事務局から協議会の運営等について説明
- ・「吹田市空家等対策協議会会則」に沿って、次第2の「(2) 特定空家等の状況(資料2)」
「(3) 特定空家等の認定(資料3)」について非公開
- ・報道、一般とともに傍聴人0人

2 協議

(1) 空家等対策計画の進捗状況(令和7年度報告)(案)【資料1】

- ・事務局から資料1の説明
- ・以下、質疑応答

後藤市長	・資料1では、令和7年度から令和16年度までの計画期間内で、実施するものと検討するものが実線と破線で表されており、実施の部分は1か所を除いて、全てA評価である。基本方針3「⑪空き家バンク制度の普及・利用の促進」については、実施しているがB評価であり、これは広報効果が明確ではないという評価だと思われる。一方で、破線の部分は検討期間をずっと続けるということで評価もほとんどがC評価になっている。このような構造になっているが、検討とあるものは実施しないのか。事務局から何か補足することはあるか。
事務局(北村)	・基本方針3 空き家の利活用及び市場流通の促進の部分がほとんど検討となっているが、本市は人口が増えている状況であり、現状、利活用等に力を入れなくても市場流通が活発であるため、先送りにしてもよいと考えている。それよりも、老朽化した危険度の高い特定空家候補の物件を解消していきたい。
後藤市長	・推進施策が12個あるが、重みづけでいうとトップスリーはどれになるのか。
事務局(北村)	・太文字の「②特定空家等に対する措置」と「③管理不全空家等に対する措置」の2つに重きを置いている。あと一つは担当の意見になるが「⑤緊急安全措置の実施」である。
後藤市長	・未然防止のため「①状況把握」も重要である。そこまで手が回らない自治体がほとんどだと思うが、担当がかなり厳しく空き家対策をやってくれている。 ・特に基本方針1に重きを置いており、基本方針2の発生抑制についてもほとんどがA評価であり、そこに力を入れられるのが本市の空き家対策の特徴であり、強みである。
山地委員	・よくできていると思う。他の自治体との比較では分からないが人口がどん

	どん減って空き家が増えているところの空き家対策と、逆の現象が起こっているところの空き家対策はおのずと変わってくる。
入江委員	・基本方針1の⑤緊急安全措置は吹田市空家等の適切な管理に関する条例に則って実施しているということだが、条例は最近できたのか、前からあったのか。
事務局（北村）	・令和5年3月に制定した。

（2）特定空家等の状況【資料2】

<非公開>

（3）特定空家等の認定【資料3】

<非公開>

4 その他

- ・事務局から、第2回空家等対策協議会の実施概要を説明
(1/26(火) 10:00~12:00 高層棟4階 特別会議室)

5 閉会

- ・市長から、閉会の辞